

議案第1号

沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務の委任に関する協議
について

沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務の委任について別紙のとおり定め
る。

平成23年2月16日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務の委任について

平成22年12月1日付け総行第762号で協議のあったみだしのことについては、異議ありません。

なお、県立博物館・美術館は沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年12月27日条例第72号）に基づき設置する博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館であるため、同法、社会教育法（昭和24年法律第207号）等の関係法令の趣旨を十分にふまえた事務の執行をお願いします。

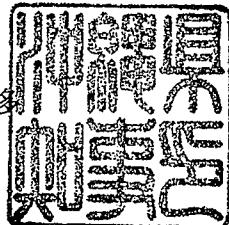


総行第 762 号
平成22年12月1日

沖縄県教育委員会
委員長 比嘉 梨香 殿

沖縄県知事

仲井眞 弘多



沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務の委任について（協議）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、下記に掲げる事項について、協議します。

記

1 協議事項

- (1) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）で設置された沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を知事の補助職員で文化に関する事務を所管する部の部長に対して委任すること。
ア 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例及び沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）の改正及び廃止に関する事務
イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び沖縄県立博物館・美術館管理規則第12条第1項の規定に基づく博物館・美術館協議会委員の任免及び委嘱又は解職に関する事務
- (2) 沖縄県立博物館・美術館管理規則第2条第3項ただし書の規定に基づき、沖縄県立博物館・美術館が寄贈又は寄託を受ける場合に要する経費を寄贈者又は寄託者の負担としない必要があると認める沖縄県立博物館・美術館の館長の事務を、沖縄県知事の事務部局の組織に関する規則の規定により設置する沖縄県立博物館・美術館の館長に対して委任すること。

2 実施日

平成23年4月1日